

熊本県公報

第 1 1 3 5 0 号
平成 17 年 12 月 21 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 家畜伝染病（ヨーネ病）の発生……………(畜産衛生課) 1
- 道路の区域変更……………(道路総務課) 1
- " "……………(") 2
- 道路の供用開始……………(") 2
- 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 2
- " "……………(") 3
- 平成17年度熊本県家畜商講習会の開催……………(畜産衛生課) 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 4
- 土砂災害警戒区域等の指定……………(") 7
- 海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更……………(水産振興課) 14

公 告

- 土地改良区役員の住所変更……………(農村計画課) 15
- 土地改良区役員の退任及び就任……………(") 15
- 換地計画の決定及び公告縦覧……………(農地建設課) 16
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課) 16

登 載 依 頼

- 矢部高校長田実習地跡地処分……………(施設課) 17
- 公共施設予約管理システム用及び関連機器の借入れ等に係る一般競争
入札……………(体育保健課) 17
- 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の公布……………(学校人事課) 19

正 誤

- 平成17年12月14日熊本県告示第1407号（保安林の指定）中……………(森林保全課) 19

告 示

熊本県告示第1423号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第4項の規定により公示する。
平成17年12月21日

熊本県知事 潮谷 義子

病 名	区 分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成17年12月8日	阿蘇郡	1戸2頭	乳用牛

熊本県告示第1424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成17年12月21日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年12月21日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	和仁菊水 線	玉名郡三加和町大字西吉地字木ノ下 2410番1地先から	前	3.4 ~ 7.4	590.0	旧 移 道 管

			13.0 ～ 37.0	606.6
	同大字 字竹本		13.0 ～ 37.0	606.6
		2012番1地先まで		

2 区域変更する期日 平成17年12月21日

熊本県告示第1425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成17年12月21日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年12月21日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	南田内大臣線	上益城郡山都町下市字石原ノ上 150番2地先から 同字 150番2地先まで	前	4.8 ～ 16.0	6.3	廃 処 分
			後	4.8 ～ 5.0	6.3	

2 区域変更する期日 平成17年12月21日

熊本県告示第1426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成17年12月21日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年12月21日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	有明倉岳線	天草郡倉岳町大字浦字山口 3380番1地先から 同大字 字名桐 3283番 地先まで	245.0	単道改
一般県道	河内矢部線	上益城郡山都町柏字湛淵 410番 地先から 同町柏字香勾迫 585番 地先まで	60.0	”

2 供用開始する期日 平成17年12月21日

熊本県告示第1427号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成17年12月21日

熊本県知事 潮谷 義子

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県牛深市二浦町亀浦字善賀 3638 の1、3643、3647、3647 の2、3649 の1、3650 の1、3655 の1

- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定 施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに牛深市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1428 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 17 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字山田丙字平原 711 の 1、711 の 3 から 711 の 5 まで
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定 施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1429 号

家畜商法（昭和 24 年法律第 208 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定により、平成 17 年度熊本県家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成 17 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 講習会の目的
家畜の取引業務に関し、必要な知識を習得させる。
- 2 講習の対象者
家畜商の免許を受けて家畜の取引業務に従事しようとする者
- 3 講習会の期日及び場所
 - (1) 講習会の開催日時
平成 18 年 2 月 16 日（木）及び 2 月 17 日（金）
午前 9 時から午後 5 時まで
 - (2) 講習会の開催場所
熊本県家畜商業協同組合
宇城市松橋町浦川内字柳原 1641 の 1 番
- 4 講習の内容

科 目	時間数	備 考
家畜の取引に関する法令	4 時間	家畜商法、家畜取引法等
家畜の品種及び特徴	4 時間	
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	6 時間	

- 5 受講の申込方法
 - (1) 受講しようとする者は、家畜商講習会受講申込書（別記様式）に講習会受講手数料 3,300 円（熊本県収入証紙）及び写真（ライカ判）2 葉を添えて、平成 18 年 1 月 23 日までに所管地域振興局長（熊本市にあっては、熊本農政事務所長）に提出すること。
 - (2) 受講の申込みをした者には、受講票を交付する。
 - (3) 納付した手数料は、返還しない。
- 6 修了証明書の交付
講習会の課程を修了した者には、講習会終了後修了証明書を交付する。
- 7 その他
 - (1) 講習会当日は、講習開始 30 分前までに会場に集合し、受付に受講票を提出すること。
 - (2) 受講者は、筆記用具を持参すること。
 - (3) 講習会テキスト（参考書）は、講習会初日に受付で販売する。

(最新 家畜取引の知識改訂版 (消費税込み 3,000 円) を使用予定)

別記様式

家畜商講習会受講申込書

年 月 日

熊本県知事 様

(申込者)
現住所
氏 名 印
生年月日

家畜商法第4条の2第1項の規定による講習会を受講したいので、手数料を添えて申し込みます。

熊本県告示第1430号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

平成17年12月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 塩屋地区急傾斜地崩壊危険区域（追加指定）

次に掲げる土地に存する昭和56年2月17日熊本県告示第149号で指定された標柱13号から標柱15号までを順次結んだ線、次に掲げる土地に存する標柱13号、標柱16号、標柱17号までを順次結んだ線及び標柱15号と標柱17号を市道塩屋下線の道路境界に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
13	宇土市	下網田町		塩 屋	695
16	"	"		"	692
17	"	"		"	684-2
15	"	"		"	683
14	"	"		"	692

2 山口地区急傾斜地崩壊危険区域（追加指定）

次に掲げる土地に存する標柱7号、標柱6号、標柱3号を順次結んだ線、標柱3号と昭和53年7月13日熊本県告示第579号で指定した土地の北側境界線に沿って標柱4号まで結んだ線及び標柱4号と標柱7号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
3	宇城市	豊野町	上 郷	深 町	385-2
6	"	"	"	"	322-1
7	"	"	"	"	322-2
4	"	"	"	"	383

3 立岩地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	下益城郡	美里町	中	中 園	2316-2
2	"	"	"	"	2292
3	"	"	"	"	2234-1
4	"	"	"	"	"
5	"	"	"	"	2228
6	"	"	"	立 岩	934
7	"	"	"	"	935
8	"	"	"	"	942-2
9	"	"	"	中 園	2218-1
10	"	"	"	"	2217
11	"	"	"	"	2318-3

4 動馬喜地区急傾斜地崩壊危険区域（追加指定）

次に掲げる土地に存する標柱1号と標柱11号を平成6年3月11日熊本県告示第198号に指定した土地の北西側境界線に沿って結んだ線、標柱11号と次に掲げる土地に存する標柱12号から標柱18号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱18号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	阿蘇郡	南小国町	満願寺	源六谷	631-1
11	"	"	"	"	633
12	"	"	"	"	642
13	"	"	"	"	642 地先（道路）
14	"	"	"	一の谷	623
15	"	"	"	"	575
16	"	"	"	"	574-1
17	"	"	"	源六谷	630-1
18	"	"	"	"	630-1 地先（道路）

5 日向地区急傾斜地崩壊危険区域（追加指定）

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	阿蘇郡	西原村	宮 山	日 向	97
2	"	"	"	"	99-2
3	"	"	"	"	110
4	"	"	"	"	111-1
5	"	"	"	"	"
6	"	"	"	"	93
7	"	"	"	"	0814-15（道路）
8	"	"	"	"	"（道路）

6 佐瀬野地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱25号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱25号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	八代市	坂本町	葉 木	佐瀬野山	2929
2	"	"	"	"	3112-2
3	"	"	"	"	3441
4	"	"	"	"	3465
5	"	"	"	"	3516
6	"	"	"	"	3546-1
7	"	"	"	川 南	2404-1

8	八代市	坂本町	葉 木	瀬ノ上	2371
9	"	"	"	"	2253-1
10	"	"	"	"	2266-1
11	"	"	"	"	2248
12	"	"	"	"	2252-2
13	"	"	"	川 南	2459
14	"	"	"	村 下	2552-6
15	"	"	"	"	2609-4
16	"	"	"	"	2639-1
17	"	"	"	"	2638-2
18	"	"	"	"	2663-2
19	"	"	"	谷 崎	2735
20	"	"	"	"	2750
21	"	"	"	鷺ノ須	2772
22	"	"	"	"	2782
23	"	"	"	"	2789
24	"	"	"	佐瀬野山	2916
25	"	"	"	"	2921

7 金ヶ渚地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	葦北郡	芦北町	女 島	金ヶ渚	2150-3
2	"	"	"	金ヶ平	2683-1
3	"	"	"	"	"
4	"	"	"	"	2684、2690、2692（筆界未定地）
5	"	"	"	"	2717-1
6	"	"	"	金ヶ渚	2112
7	"	"	"	"	2117-7
8	"	"	"	"	2117-2
9	"	"	"	"	2128-1
10	"	"	"	"	2145-2
11	"	"	"	"	2150-2

8 南風泊地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱15号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	天草郡	御所浦町	本 郷	潮早崎	3345
2	"	"	"	"	3382
3	"	"	"	南風泊	3447
4	"	"	"	"	3484
5	"	"	"	"	3516
6	"	"	"	"	3522
7	"	"	"	"	3513-6
8	"	"	"	"	3510-1
9	"	"	"	"	3471-1
10	"	"	"	潮早崎	3437-1
11	"	"	"	"	3437-2
12	"	"	"	"	3392-3 地先

13	天草郡	御所浦町	本 郷	潮早崎	3359-2
14	"	"	"	"	3359-6
15	"	"	"	"	3352-1

熊本県告示第1431号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成17年12月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 阿蘇市一の宮町古城

(1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)

尾籠川2(421-1-002)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)

(2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)

尾籠川3(421-1-004)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)

(3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)

西手野川3(421-1-007)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)

(4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)

西手野川4(421-1-008)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)

(5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)

宮川3(421-1-009)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)

- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
中園川1(421-1-010)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
東手野川2(421-1-012)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
土井川(421-1-014)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
古閑川(421-1-015)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
阿蘇品川1(421-1-016)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
阿蘇品川(421-1-017)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
塩井川1(421-1-018)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
〔「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。〕
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
野中川2（421-1-020）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
〔「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。〕
- (14) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
野中川（421-1-021）
- イ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 〔「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。〕
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
北坂梨川3（421-1-022）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
〔「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。〕
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
尾籠川1（421-2-003）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
〔「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。〕
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
西手野川1（421-2-004）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
〔「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。〕
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
阿蘇品川2（421-2-006）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
野中川3（421-2-008）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
北坂梨川1（421-2-009）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
北坂梨川2（421-2-010）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
鬼塚川（421-2-011）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- 2 水俣市
- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
境谷川2（205-1-019）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
境谷川（205-1-020）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
山神川（205-1-021）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
桐木川（205-1-022）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
吐合川1（205-1-026）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
権現川（205-2-009）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
本屋敷川（205-2-010）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
吐合川2（205-2-011）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）

- に備えおいて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
市渡瀬川(205-2-012)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部
に備えおいて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
黒淵川(205-2-026)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部
に備えおいて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)
落川(205-1-017)
- イ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部
に備えおいて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
新迫川(205-1-018)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部
に備えおいて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
薄原川-1(205-1-043-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部
に備えおいて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
薄原川-2(205-1-043-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部
に備えおいて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
薄原川-3(205-1-043-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
薄原川-4（205-1-043-4）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
丸尾川（205-1-044）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (18) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
桜野川2（205-1-045）
- イ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
桜野川-1（205-1-046-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (20) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
桜野川-2（205-1-046-2）
- イ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
大野川（205-2-008）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

- 犬倉川（205-2-039）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
薄原川（205-2-040）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）

熊本県告示第1432号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第4条第7項及び第8項の規定により熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成17年熊本県告示第1234号）を次のとおり変更したので公表する。

なお、変更後の熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画は、平成18年1月1日から施行する。

平成17年12月21日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
- (1) 本県の水産業は、県民に対し、新鮮で安全・安心な水産物を安定的に提供するという重要な役割を担っている。
また、水産業は、県内の沿海地域において地域経済を支える重要産業としての位置を占めており、活力ある地域社会を維持していく上でも重要な役割を果たしている。
今後とも、本県水産業の振興を図っていくためには、その基礎となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが不可欠である。
- (2) 本県水域は、広大な干潟漁場を有する有明海、外洋に面した天草西海、島々の点在する不知火海と変化に富んでいるため、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。
しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にある中で、本県海域における海面漁業生産量も低水準、減少傾向にあるものが多い。今後ともこのような状況が継続すれば県民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済発展への重大な支障となるおそれがある。
- (3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として、多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきている。今後、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画（法第3条の基本計画をいう。）により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な措置を講じることとする。
- (4) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、第一種特定海洋生物資源の採捕実績を的確に把握するための措置を講じることとする。
- (5) また、漁獲可能量について、本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データや知見が必要である。
このため、当該データの蓄積や知見の進展を図るよう、県水産研究センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。
- (6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業等を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制（法第13条の協定制をいう。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた期間及び数量に

関する事項

第一種特定海洋生物資源の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。

【まあじ】

平成18年1月から同年12月まで 若干

【まさば及びごまさば】

平成18年1月から同年12月まで 若干

3 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まあじ、まさば及びごまさば】

中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度（法第13条の協定制度をいう。）の普及及び定着を図ることとする。

また、中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 その他の海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層に推進するためには、より詳細かつ正確な資源管理状況の把握が必要であることから、漁業情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

公 告

熊本県公告第947号

八代郡氷川町一の井手土地改良区の役員の住所を次のとおり変更した旨の届出があった。
平成17年12月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	新 住 所	旧 住 所
理事	平 岡 啓 輔	八代郡氷川町宮原 163 番地	八代郡宮原町大字宮原村 163 番地
"	中 田 勉	八代郡氷川町宮原 215 番地	八代郡宮原町大字宮原村 215 番地
"	服 崎 節 男	八代郡氷川町早尾 580 番地	八代郡宮原町大字早尾 580 番地
"	松 田 忠 一	八代郡氷川町中島 294 番地	八代郡宮原町大字中島 294 番地
"	坂 本 正 一	八代郡氷川町椿 515 番地	八代郡宮原町大字椿 515 番地
"	永 松 榮	八代郡氷川町宮原 99 番地 1	八代郡宮原町大字宮原村 99 番地 1
"	益 田 康志郎	八代郡氷川町有佐 114 番地	八代郡宮原町大字有佐 114 番地
"	村 山 弘	八代郡氷川町今 119 番地	八代郡宮原町大字今 119 番地
"	上 田 義 光	八代郡氷川町宮原 651 番地 4	八代郡宮原町大字宮原村 651 番地 4
監事	田 村 隆	八代郡氷川町有佐 351 番地	八代郡宮原町大字有佐 351 番地

熊本県公告第948号

下益城郡城南町豊田土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。
平成17年12月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職	氏 名	住 所
退任		
理事	緒 方 欽 一	下益城郡城南町鰐瀬 1453 番地
"	中 村 尊 徳	下益城郡城南町東阿高 1068 番地の 5
"	米 田 満 也	下益城郡城南町鰐瀬 3077 番地の 1
"	田 中 求	下益城郡城南町陳内 1239 番地
"	村 中 功	下益城郡城南町沈目 1387 番地
"	山 下 一 壽	下益城郡城南町阿高 1218 番地
"	本 田 捷 明	下益城郡城南町藤山 2618 番地
"	坂 口 一 幸	下益城郡城南町藤山 2039 番地の 2
"	村 端 弘 美	下益城郡城南町塚原 1771 番地

理事	福 田 一 敏	下益城郡城南町藤山 444 番地の 1
"	中 村 勉	下益城郡城南町下宮地 611 番地
監事	山 形 秀 雄	下益城郡城南町鰐瀬 716 番地
"	後 田 俊 治	下益城郡城南町藤山 619 番地
"	杉 浦 照 雄	下益城郡城南町阿高 829 番地
就任		
理事	東 三千彦	下益城郡城南町塚原 818 番地
"	福 田 一 敏	下益城郡城南町藤山 444 番地の 1
"	村 中 功	下益城郡城南町沈目 1387 番地
"	山 田 信 幸	下益城郡城南町藤山 2115 番地の 3
"	堀 内 勝 一	下益城郡城南町藤山 3358 番地の 4
"	山 下 一 壽	下益城郡城南町阿高 1218 番地
"	山 本 誠	下益城郡城南町東阿高 1236 番地
"	緒 方 欽 一	下益城郡城南町鰐瀬 1453 番地
"	米 田 満 也	下益城郡城南町鰐瀬 3077 番地の 1
"	豊 崎 一 之	下益城郡城南町陳内 1687 番地
"	村 上 敏 郎	下益城郡城南町下宮地 845 番地の 1
監事	中 村 勉	下益城郡城南町下宮地 611 番地
"	鋤 崎 一 男	下益城郡城南町塚原 1892 番地の 1
"	手 島 勉	下益城郡城南町東阿高 772 番地

熊本県公告第 949 号

県営鹿本北部地区（枝川内工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年12月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成17年12月22日から
平成18年1月26日まで
- 2 縦覧の場所 山鹿市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 950 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成17年12月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
熊本駅前ショッピングバザール
熊本市春日二丁目1番25号
- 2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
廃止前 4,955 平方メートル
廃止後 0 平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が一千平方メートル以下となる日
平成17年11月18日
- 4 廃止する理由
店舗閉鎖のため
- 5 届出年月日
平成17年11月18日

登載依頼

熊本県教育委員会公告第27号

県有財産を次のとおり売却する。

平成17年12月21日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

- 1 物件の表示
上益城郡山都町大字芦屋田字八ツノ尾36番5
畑 5,622平方メートル（実測） 6,217平方メートル（公簿）
上益城郡山都町大字芦屋田字八ツノ尾36番7
畑 2,463平方メートル（実測） 2,644平方メートル（公簿）
最低売却価格 1,773,800円
- 2 入札期日
平成18年1月20日（金）午前11時
- 3 入札場所
上益城郡山都町城平954 熊本県立矢部高等学校 中央ホール1階会議室
- 4 入札保証金
入札金額の100分の5以上を納入するものとする。この場合において、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金
契約金額の100分の10以上を契約と同時に納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格
次のいずれかに該当するものは、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ないもの
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
(4) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の許可を受ける見込みがない者
- 8 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出期限 平成18年1月16日（月）午後5時まで
（郵送の場合は提出期限までに必着）
提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県教育庁施設課
- 9 入札に参加しようとする者は、8の入札参加申込書のほか次に掲げる書類を提出しなければならない。
(1) 個人の場合 印鑑証明書、耕作地証明、営農計画書（耕作地がない者）
(2) 法人の場合 印鑑証明書及び耕作地証明
(3) 代理人が参加する場合 (1)又は(2)に掲げる書類、委任状及び代理人の印鑑証明書
- 10 その他
(1) 契約締結期限 平成18年2月7日（火）
(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
(3) 契約締結場所 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館6階 熊本県教育庁施設課
(4) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）等を承知のうえ入札するものとする。
(5) 問い合わせ先
熊本県教育庁施設課（電話096-333-2715番）

熊本県教育委員会公告第28号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年12月21日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

- 1 競争入札に付する事項
(1) 借入物品及び数量等
ア 公開WEBサーバ 1セット
イ DBサーバ 1セット
ウ ラック等付属品 一式
エ 現行WEBサーババージョンアップ
(2) 借入物品の規格、品質等 入札説明書及び要求仕様書による。

- (3) 借入期間 平成18年2月1日から平成22年3月31日まで
- (4) 納入期限 平成18年1月31日(火)
- (5) 納入場所 要求仕様書による。
- (6) 入札方法
 - ア 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、50月賃借料率で計算すること。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
 - 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成14年熊本県告示第516号)による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタル(取扱業種010A機器類)に登録された者であること。
 - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 5の(3)のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- 3 機能等証明書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、納入しようとする物品の機能等証明書を、次により提出し、承認を受けなければならない。
 - (1) 提出期間
平成17年12月21日(水)から平成18年1月6日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
 - (2) 提出場所
4に記載のとおり
 - (3) 提出方法
4に記載の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
 - (4) 承認結果の通知
機能等証明書の承認結果は、文書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県教育庁体育保健課総務係(熊本県庁行政棟新館6階)
郵便番号 862-8609 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2709
- 5 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び要求仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
平成17年12月21日(水)から平成18年1月6日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
 - イ 交付場所
4に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成18年1月17日(火) 午後2時
 - イ 場所 熊本県庁新館7階 教育庁共用会議室
 - (4) 入札書の提出方法
5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。
- 6 その他
 - (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった1月当たりの額に借入期間月数(50月)を乗じた額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保

- 証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申し出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入期間月数（50月）を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月21日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育委員会規則第22号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則
教育職員免許状に関する規則（昭和30年熊本県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第2号及び第17条第1項第1号中「準学士」を「短期大学士」に改める。

附 則

この規定は、公布の日から施行する。

正 誤

平成17年12月14日熊本県告示第1407号（保安林の指定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
3	16	字字土迫	字字土迫